

平成 28 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1	大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業
補助基準額	1, 600万円を上限とする。 ただし、採択数等により、補助基準額が変動することがある。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 28 年 4 月から、障害者差別解消法が施行され、教育分野においても合理的配慮の提供が求められ、教育の機会の確保等の対応指針がまとめられたところ。</p> <p>現状の教育分野において、後期中等教育までは、特別支援学校高等部等により、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を実施するとともに、通学に対する支援も行われている一方、それ以降の高等教育においては、特別支援教育等の支援はなく、障害のある学生に対する学内の介助や通学に対する支援は、ボランティアサークル等により行われているが、支援の状況によっては、選抜試験に合格しても、学内の介助や通学等に困難を抱える者もいる現状となっている。</p> <p>これらを踏まえると、まずは、高等教育の分野において合理的配慮により障害のある学生に対する学内の介助や通学等の支援を提供する必要があるものの、教育機関のみで対応することが困難な事例も想定されることから、モデル事業を実施し、重度障害者等に対する大学等における具体的な支援内容や方法等について評価・検証することが必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1. 検討体制の整備</p> <p>大学等における支援体制や支援内容、大学等と障害福祉サービス事業所等の役割分担等を検討するため、障害当事者、学識経験者、障害福祉サービス事業者、教育機関、自治体等からなる検討委員会を設置する。</p> <p>2. 事業の検証</p> <p>大学に通う重度障害者等に対し、通学や学校内における支援をモデル事業により実施し、①通学や学校内における具体的な支援内容と支援計画の作成、②モデル事業により行われた支援内容や支援計画の評価、③当該支援内容と学校側の合理的配慮との棲み分け、④ヘルパー等学校内に学生以外の支援者が入ることに対する学校側との調整、⑤学校内のボランティアサークル等との支援の連携（支援チーム）、⑥学校と地域（障害福祉サービス事業所、自治体）との連携、⑦必要な支援体制の構築等について評価・検証し、報告書を作成する。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー等学生以外の支援者による支援内容と学校側の合理的配慮との棲み分け等をまとめた報告書 ・法人のホームページにおける成果物の公表
担当課室/担当者	障害福祉課／訪問サービス係（内線 3008、3092）

事業実施計画書

指定課題番号	地方公共団体名又は法人名
1	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

1 事業の内容

①事業名	大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業
②国庫補助所要額 (様式 3 - 1 の F 欄の額)	11,637千円
③事業実施予定期間	平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで
④事業の具体的 計画内容	<p>1. 検討委員会の設置</p> <p>学識経験者3人、障害学生の支援団体の代表1人、当会から障害当事者である役員2人、の合計6人で検討委員会を組織する。また、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部や文部科学省にもオブザーバー参加を依頼する。</p> <p>2. タイムスタディの本調査の対象とする障害学生3人の選定</p> <p>特に合理的配慮に関しては、学校設置者の違いによって義務づけの度合いが異なり、また、その負担が過重であるか否かは学校の規模によっても異なることから、国立、公立、私立の大学等に通学する障害学生3人を選定する。</p> <p>3. 人的支援の実施</p> <p>本調査の対象とする障害学生3人に対して、当該学生が普段利用しているヘルパー事業所に所属するヘルパーを雇用したうえでこのモデル事業に基づいたサービスを提供させるとともに、大学等が合理的配慮を提供する。</p> <p>4. 障害学生20人の生活時間調査</p> <p>前述の3人を含めた20人程度の障害学生を対象に生活時間日記への記録を依頼する。調査票は10分～15分目盛りによる1週間の生活記録を自記式で記録する内容とし、アフターコード方式で集計する。</p> <p>これにより、学生生活に必要な介護動作項目の収集と同時に、タイムスタディの調査対象者3人の「参加 (participation)」の段階 (I～IVの4区分を予定) の評価基準が設定できるようにする。</p>

<p>④事業の具体的 計画内容</p>	<p>5. 生活史の聴き取り</p> <p>本調査の対象とする3人から生活史の聴き取りを行う。また、生活時間日記により、学校滞在時間が最も長い曜日について、1日の「登校→大学→帰宅」の介助のタイムスタディを自記式で実施し、本調査のベースラインを設定する。</p> <p>6. タイムスタディのベースライン調査の実施</p> <p>調査対象の障害学生3人について、タイムスタディのベースライン調査を自記式で実施する。</p> <p>7. 介助動作コードの作成</p> <p>生活時間調査およびベースライン調査の分析結果を踏まえ、タイムスタディの本調査で用いる介助動作コードを作成する。</p> <p>8. 支援内容の検討と支援計画の作成</p> <p>生活時間調査の分析結果を踏まえ、検討委員会の委員、大学等、ヘルパー事業所、障害学生本人が協議のうえ、支援内容を検討し支援計画を作成する。</p> <p>9. 支援計画を踏まえた人的支援の実施</p> <p>支援計画を踏まえ、ヘルパーにこのモデル事業に基づいたサービスを提供させるとともに、大学等が合理的配慮を提供する。</p> <p>10. タイムスタディの本調査の実施</p> <p>調査対象の障害学生3人について、タイムスタディの本調査を各3回実施する。</p>
<p>⑤事業の効果及び 活用方法</p>	<p>1. 狙いとする事業の成果</p> <p>1年間の支援内容（特に役割分担の割合の推移）を踏まえ、検討委員会において、福祉サービスと合理的配慮の役割分担について評価・検証し、報告書を作成する。</p> <p>2. 成果の公表計画</p> <p>(1) 報告書の印刷 報告書を150部印刷して公表する。</p> <p>(2) 報告書のホームページ掲載 報告書のPDF原稿を当法人ホームページなどに掲載して公表する(http://www.zensekiren.jp/)。</p> <p>(3) 事業成果の発表 事業成果の発表の依頼があった場合には、可能な限りこれに応じる。</p>

(注)

1 ①は、具体的な事業名を記載すること。

- 2 ④は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- 3 ⑤は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

2 事業の実施体制

(1) 検討委員会

番号	所属	氏名	報償費の 支払の有無
1	駿河台大学 経済経営学部 経済経営学科 教授	渡邊 裕子	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
2	駒澤大学 大学院 法曹養成研究科 研究科長 / 教授	對馬 直紀	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
3	和洋女子大学 家政福祉学類 家政福祉学専修 准教授	高木 憲司	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
4	全国障害学生支援センター 代表	殿岡 翼	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
5	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 代表理事	妻屋 明	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
6	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 副代表理事	大濱 眞	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
7			<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
8			<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
9			<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
10			<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
厚生労働省担当課・室職員		社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課	

(注)

「報償費の支払の有無」の欄については、いずれかに○をすること。なお、内部役員・職員に対する報償費の支払いは不可。